

平成 17 年度植物防疫事業・ 農薬安全対策の進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

食生活の多様化・高度化の進展に伴い、我が国では様々な農産物が流通しており、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割は大きい。一方で、近年の食品の安全に対する信頼を揺るがす事件が続発したことを踏まえて、農林水産省においても、リスク管理の強化等を図るため一昨年 7 月に消費・安全局が設立され、植物防疫部門も同局に移行したところである。

こうした情勢を踏まえて、水際での病害虫の侵入防止を図るとともに、新たな被害の発生が報告されている病害虫への対応も含めて、各都道府県および国が連携して病害虫のまん延防止を図る一方で、食の安全・安心や環境にも配慮した病害虫防除技術の確立を推進するなど、必要な施策を総合的に講じることが必要となっている。

さらに、農薬の安全対策については、平成 15 年の改正農薬取締法の施行、同 6 月の食品安全基本法の成立・施行および改正食品衛生法の施行、平成 18 年に予定されている残留農薬基準のポジティブリスト制の導入等を踏まえ、農薬の適切なリスク管理や埋設農薬の処理等の諸課題への対応のために必要な施策を的確に講じることが必要になっている。

I 国と地方に関する「三位一体の改革」に伴う、国庫補助負担金改革および平成 17 年度予算編成について

現在政府全体で推進している、国と地方の行財政に関する「三位一体改革」の一環として、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスの幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることを目的として、平成 17 年度および 18 年度予算において、3 兆円程度の国庫補助負

担金の廃止・縮減を行うこととされた。

この「三位一体の改革」に関連して、農林水産省では地方の自主性・裁量性を高めることを目的として、細かな目的ごとに細分化されたソフト事業を骨太な目的ごとに統合したうえで交付金化することとし、従来より行ってきた植物防疫についても、食の安全・安心の確保のための各般の対策を総合的に推進するための交付金である「食の安全・安心確保交付金」に統合されることとなった。この交付金のもとで、農畜水産物の食品としての安全性の確保や食育の推進等に取り組むこととして予算編成がなされ、植物防疫対策関係では、総合的病害虫管理の推進、輸出農産物の検疫条件の整備等を図ることとされた。

II 総合的病害虫管理 (IPM) の普及 推進について

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりや環境に配慮した農業の推進が求められる中で、農作物の安定生産を図るためには、これらの要求にも応えつつ病害虫による被害を適切に抑えることが課題となっている。

このため、今後の我が国の病害虫防除は、病害虫の発生予察情報等に基づき、輪作などの耕種の防除、天敵やフェロモンを利用した生物的防除、粘着板等を利用した物理的防除および化学合成農薬による防除を適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫管理 (Integrated Pest Management : IPM) に転換していく必要がある。

このため、引き続き①基幹的マイナー作物の病害虫防除技術の確立、②農薬の飛散影響防止対策技術の確立、③土着天敵の同定方法への技術支援、④安心志向型防除の普及の取組を推進するとともに、新たに病害虫による農作物被害等の実態を調査し、IPM の目標や達成度を測定するため指標化した IPM 実践指標を策定するとともに、実践地域を育成し、実践地域で推進された IPM の効果を把握・検証することなどにより、環境負荷の低

減に配慮した IPM の普及推進を図ることとしている。

なお、これまでと同様に「発生予察に基づいた適時適切な防除の実施」が基本となるが、病害虫の発生状況の把握、発生動向の予測が今まで以上に重要となることから、発生予察情報のより一層の活用が求められる中で、さらなる発生予察の精度向上が必要となる。

また、発生予察情報などによる防除指導においては、使用する農薬については登録の有無を確認し、対象作物の適用があるかどうか確認のうえ、使用方法を守って防除するよう指導の徹底を図り、都道府県の作成する防除指針（基準）などにおいては誤記載が生じないよう都道府県と連携して対応することとしている。

Ⅲ 臭化メチルの削減対策について

モントリオール議定書締約国会合（以下、締約国会合）に基づく削減スケジュールにより段階的に削減し、平成 17 年にその製造を全廃することとなった土壤消毒用の臭化メチルは、これまでの事業の成果などにより、ほとんどの病害虫に対しては代替薬剤・技術による対応が可能となっているものの、いまだ代替薬剤への転換が進まない分野もあるため、代替薬剤の使用に加え、太陽熱利用土壤消毒、熱水消毒等の代替技術と薬剤処理を組み合わせ合わせた技術など、総合的な防除対策のさらなる普及を推進することが引き続き重要である。また、臭化メチル以外に効果的な防除技術のない土壤伝染性ウイルス病などについては、代替技術の開発を早急に進める必要がある。なお、平成 17 年の臭化メチル全廃以降も削減対象外の臭化メチルを使用できる「不可欠用途使用申請」のため、各都道府県から提出された申請書を取りまとめ、締約国会合事務局へ申請する手続きを平成 14 年度から実施しているところであり、代替技術がないなど必要不可欠な用途に限り、全廃後においても臭化メチルを使用できるよう対処することとしているものの、その先行きは厳しく、締約国会合による審査はより詳細なデータが必要とされてきつつある。

また、これらの課題に的確に対応するため、平成 12 年 2 月に設置した「臭化メチル削減対策会議」においては、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者による意見交換を行い、臭化メチル削減に関する問題意識の共有化を図っているところである。

Ⅳ 農林水産航空事業を巡る状況について

航空防除の実施に当たっては、作物の生育状況および

病害虫の発生状況に応じて防除の区域や時期をより特定して行い得よう「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、県レベルおよび地区レベルにおいて事業計画の検討を行い、臨機応変な実施を徹底する必要がある。

また、農村地域における混住化が進んでいるほか、水田を有効に活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大や有機農産物の生産など地域の作物栽培体系が多様化していることから、作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布剤型等について十分に検討を行い、常に安全性の確保に留意するとともに、地域関係者の理解と協力を得るよう努めるほか、航空防除に適さない区域では無人ヘリコプターなどによる局所的な散布に切り替えを図ることとしている。

Ⅴ 植物検疫の的確かつ円滑な実施について

我が国の植物輸入量は、食生活の多様化などを反映し増加を続けてきたが、特に近年における輸入量および輸入品目数の伸びは顕著なものとなっている。このため、植物に付着した病害虫が我が国へ侵入するリスクはますます高まっており、病害虫の侵入防止を責務とする植物検疫についても、農業者、流通関係者等からの関心も高く、水際の植物検疫の強化が求められている。このため、検査体制を強化するとともに、病害虫の検出、侵入病害虫への初動対応等にかかわる技術の向上が必要不可欠となっている。また、従来の検疫業務に加えて、植物防疫所はその立場、知見を生かし、近年の社会的ニーズを踏まえた新しい業務の実施が要請されており、具体的には、カルタヘナ議定書の担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に関する法律」の成立に伴い、未承認の遺伝子組換え植物が混入して輸入されるおそれが高い場合などを対象に、混入の有無などを検査する業務を植物防疫所で実施している。

輸出植物検疫においては、平成 15 年 12 月、カナダ向けの日本産なし生果実の輸入を認める規則の改正が、さらに、平成 16 年 6 月、豪州向けの日本産かき生果実の輸入を認める規則の改正が行われて輸出が認められたところである。

他方、中国では、平成 15 年 2 月から「輸入植物及び植物生産物のリスク分析管理規定」が施行されたことから、これまで輸入事例がない品目や、輸入数量が少なかった品目などは、輸入に先立って中国側がリスク分析を

行い、輸入の可否の決定や検疫条件が設定されることとなった。これに伴い我が国から輸出希望のある生果実および米について、リスク分析に必要な資料の提供が求められ、これを提出して検討を求めている。また、豪州向けうんしゅうみかん、韓国向け日本産なし、りんご等いまだに輸出が認められていないものについても、相手国が侵入警戒をしている対象害虫の殺虫技術の開発など輸出検疫整備を図っており、輸出が認められるよう引き続き相手国に対して要請しているところである。

平成 15 年 12 月、WTO から我が国のりんご火傷病にかかわる植物検疫措置を SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に整合させるよう勧告がなされ、我が国は平成 16 年 6 月 30 日に新たな検疫措置を採用したところである。しかしながら、米国はこれを不服とし、りんご火傷病検疫措置の実質的撤廃を求め、7 月 30 日に再パネルが設置された。これを受け、10 月にパネル会合および本年 1 月にパネル専門家会合が開催され、現在、再パネルの裁定を待っているところである。

一方、国際植物防疫条約においては、SPS 協定との整合性を図る観点から、植物検疫措置に関する国際基準の策定が急ピッチに進められており、現在 20 余の国際基準が策定されている。それらの中には、検疫有害動植物の危険度解析、木材こん包材の規制に関するガイドライン等が含まれている。さらに、「科学的根拠に基づく検疫措置の策定と実行」が求められており、我が国としても国際ルールを尊重しつつ、国際的協議の場で我が国の考え方を主張していくこととしている。同時に、今後はこれらの国際基準との整合性を考慮しながら、我が国の植物検疫体制の整備を図る必要がある。

これら様々な課題への対応も含め、諸情勢の変化に的確に対応した今後の植物検疫のあり方を検討するため、平成 15 年 5 月から開催してきた植物検疫に関する研究会の報告書（「今後の我が国植物検疫のあり方に関する提案」）が昨年 5 月に取りまとめられた。その中で、「有害動植物の種類や植物の用途別に、それぞれのリスクに応じた措置となるように検証し、対応していくことが適当である」との指摘を受けていることから、植物検疫に関する課題への対応に当たっては、今後とも透明性を確保しつつ、科学的根拠のあるリスクに応じた検疫措置をもって、病害虫の海外からの侵入の脅威から我が国の農業を守るとの基本原則の下で全力を尽くしていくことが重要であると考えている。

VI 農薬安全対策の一層の推進

1 改正農薬取締法に対応した適切な農薬のリスク管理の推進

マイナー作物に対する農薬の適用拡大については、適用作物のグループ化や一定期間の経過措置を設け、この間に適用拡大を行う措置を実施してきたところである。こうした取り組みを推進するに当たっては、先に述べた事業などを活用しつつ、経過措置の間に適用拡大が円滑に進むよう、都道府県、地域ブロック、中央の各段階において「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、各県が相互に連携して、適用拡大に必要なデータの作成を効果的に行うための調整を行うこととしている。この経過措置については、原則として 17 年 3 月末日をもって、大臣承認を取り消す一方、緊急性・必要性が高い作物で、気象要因などにより登録に必要なデータ作成ができなかったものなどについて、経過措置を延長する方針とした。この方針に沿い、農林水産省では都道府県などと経過措置を延長する組み合わせ（「農薬×作物」）について協議を行い、2 月 28 日付けで、①これまでに登録されたもの、②経過措置を延長するもの、③3 月末日で経過措置を取り消すもの、について決定、公表した。

また、特定防除資材（特定農薬）については、昨年 3 月に策定した評価指針に基づき、現在指定の可否の判断が保留されている資材について、データに基づき薬効や安全性等に関する科学的な評価を行い、その結果を踏まえて指定の可否を判断することとしている。これらの薬効や安全性等にかかわる資料は、原則として当該資材を農業用に製造・販売している者などから提供を受けて指定に活用していくこととしているが、農家などが自家製造している資材や農薬使用を目的として製造されていない食品などについては、資料の提供を受けることが困難な場合もあるため、農林水産省は、平成 16 年度に引き続き、平成 17 年度も委託事業などにより薬効・安全性試験や文献収集を実施することとしている。また、この委託事業により、現在販売・使用されている植物活力剤、植物保護液等と称する安全性未確認の資材等登録を受けていない農薬の資材について、化学合成農薬の混入確認試験を行うこととしている。

一方で、農薬の適正な使用を推進することが農薬のリスク管理方策の中で重要な位置づけとなっており、これまでも都道府県を対象に、農薬の適正使用の徹底を図るための各種の取り組みを支援する事業（農薬使用者、指

導者（農薬適正使用アドバイザー）、農薬販売者等を対象とした講習会および研修の実施、農薬使用状況の記帳指導等）を実施してきたところであるが、本事業は平成17年度から「食の安全・安心確保交付金」に組み込み、都道府県の裁量をより大きくし、活用しやすい事業としたところである。

さらに、平成17年度から開始される提案公募型の研究開発である「リスク管理型研究」を活用して、農薬について以下の2課題の研究開発を行うこととしている。

(1) 「農薬の残留特性を指標としたマイナー作物のグループ化手法の開発」

マイナー作物について、その安全性を確保しつつ、使用可能な農薬の種類を増やしていくために、農薬の残留特性等を指標として、新たな作物を既存の農作物グループへ帰属させるために必要な条件を検討し、グループ分類手法を確立する。

(2) 「農薬混用時の使用者や周辺環境への安全性に係る調査研究」

果樹、野菜等に広く使用されている農薬の中から、農薬の混用の実施状況や農薬の剤型、混用に関するリスクの程度、他の組み合わせへの汎用性を調査分析したうえ、選定した農薬の組み合わせについて毒性試験（急性毒性、目刺激性等）を実施し、農薬の現地混用に関する対策などの検討に資する。

2 埋設農薬の最終処理

残留性有機塩素系農薬など（DDT、ドリノ剤等）については、環境中に長期間残留し人畜への悪影響が懸念されたことから1971年に販売禁止などの措置がなされ、回収された農薬については1971、72年に国の補助などにより地中に埋設処理された。この埋設農薬は、現在約

3,680 tが確認されているが、上記農薬を含む12種類の残留性有機汚染物質については、我が国が平成14年に批准したストックホルム条約（POPs条約）において、その適切な管理とその処分を行うことが義務付けられた。

このため、平成16年度に引き続き、平成17年度も埋設した農薬を掘り出し、化学的に安全な方法により最終的な無害化処理を行うことにより、同条約を履行し人の健康と環境の保護を図ることとしている。なお、この無害化処理に関しては、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項について」が環境省において平成16年秋に取りまとめられており、この通知に基づき埋設されている農薬や地上保管中の農薬の適切な処理の促進が求められている。

お わ り に

農林水産省に消費・安全局が設立され、政府を挙げて食の安全・安心の確保に向けた取り組みを続けてきたが、特に、食は、「いのち」を支える源であり、その安全・安心を確保していくことは国の基本的な責務であり、農場から食卓までの各過程において、安全・安心が確保されるよう、今後も引き続き国民の信頼確保のため取り組みを強化していく必要がある。

これらの課題に適切に対応するためには、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、植物防疫関係者一体となって取り組んでいく必要がある。国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の皆様に、これからの食料供給・農業生産を支えていくうえでの課題解決に向けて、一層の御支援と御指導をお願いしたい。

「農薬適用一覧表 2004年版」(平成16年9月30日現在) 定価 13,650 円(税込み)

A4判 約950ページ 独立行政法人農薬検査所 監修

送料サービス

「農薬要覧 2004年版」(平成15年農薬年度) 定価 7,560 円(税込み)

B6判 約770ページ 農林水産省消費・安全局農産安全管理課・植物防疫課 監修

送料サービス

「農薬概説改訂版(2004)」 —農薬取扱業者等研修テキスト—

監修 農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課、植物防疫課

独立行政法人 農薬検査所

定価 1,890 円(税込み) 送料 340 円

農薬取扱業者が知っておかなければならない農薬に関する法令とその解説、基礎知識についての詳細を掲載。